

水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（第2回） （議事概要）

日時：平成29年11月7日（火）15:00～17:20
場所：経済産業省別館3階 312各省庁共用会議室

参加メンバー

（有識者等）

小林 英男 国立大学法人東京工業大学 名誉教授
里見 知英 燃料電池実用化推進協議会（FCCJ） 事務局次長
鶴田 俊 公立大学法人秋田県立大学 教授
藤本 佳夫 トヨタ自動車株式会社技術開発本部FC技術・開発部企画総括室 渉外グループ長
（須田代理）
前田 征児 JXTGエネルギー株式会社新エネルギーカンパニー水素事業推進部 水素技術開発グループマネージャー
三浦 佳子 消費生活コンサルタント
吉川 知恵子 明大昭平・法律事務所 弁護士
吉川 暢宏 国立大学法人東京大学生産技術研究所 教授
（欠席） 三宅 淳巳 国立大学法人横浜国立大学先端科学高等研究院 教授

（オブザーバー）

加藤 久志 高圧ガス保安協会機器検査事業部 部長代理
小山田 賢治 高圧ガス保安協会高圧ガス部 部長代理
（関係省庁）
池町 彰文 総務省消防庁危険物保安室係長
村井 章展 国土交通省自動車局整備課課長補佐
（事務局）
高橋 正和 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長
山影 雅良 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課水素・燃料電池戦略室長

議題

- （1）規制改革実施計画の要望項目について
（平成29年実施計画 5.投資等分野 No.27, 34bc, 36, 37, 50, 51a）
 - ① 要望事項の要望内容について（業界（FCCJ））
 - ② 要望事項の検討状況について（経済産業省）
- （2）検討会の当面の進め方について（経済産業省）
- （3）その他

議事の概要

業界団体及び事務局から配付資料に基づき説明を行い、質疑・意見交換を行った。
会議中の主なやりとりは下記のとおり。

議題（1）関係

＜No.27（水素スタンドにおける予備品の使用）＞

- ・工場が大臣認定された後、その工場に対する検査のようなものはあるのか。（有識者等）
⇒ 3年毎の確認調査がある。（オブザーバー）
- ・大臣認定品の予備品を事業所毎に所有するのは、コストの観点から現実的ではなく、複数事業所で共有することを認めている自治体もある。この点も踏まえてマニュアル改訂を検討してほしい。（有識者等）

<No. 34b (水素スタンドの充てん容器における措置の合理化 (高圧水素容器上限温度)) >

<No. 34c (水素スタンドの充てん容器における措置の合理化 (散水設備の設置)) >

- ・高圧ガス保安法には容器温度を 40℃以下に保つという明確な規定がある以上、遮蔽・通風などの措置を取れば容器の温度を気に掛けなくていいという誤解を与えないように明記すべきでないか。(有識者等)
- ・35℃や 40℃というよりも、その温度を絶対的な数字で表すことについての是非について、あらためて高圧ガス保安室で検討を継続して行ってほしい。(有識者等)
 - ⇒ 現在の規制は 40℃以下に保つ技術基準が基本。遮蔽・通風などの措置を取れば容器の温度を気に掛けなくていいという誤解を与えないように、40℃以下に保つための技術基準を維持するために講じる安全措置が分かるように通知したい。(事務局)

<No. 36 (燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化) >

- ・地方自治体が日時や充填場所などの情報の届け出を要求している理由は、同一の場所でも時間などの条件が異なれば想定されるリスクが変わることが考えられるためではないか。(有識者等)
 - ⇒ 公道等における緊急充填では、水素スタンドなどよりも圧力が低い 20MPa 以下で流し込み充填等を行うことから安全上のリスクは相対的に低く、業界が要望する届出の運用は許容されると考える。(事務局)

<No. 37 (液化水素ポンプ昇圧型スタンドにおける蒸発器の処理量の算出方法の見直し) >

- ・蒸発器について、着氷等が生じても十分な処理能力を有しているはずだが、なぜ複数の蒸発器を設置して切り替えて使用するのか。(有識者等)
 - ⇒ 着氷による配管への衝撃等を防止するため、連続稼働時の安全対策として、切り替えによる運転を行うことにより、極力着氷が生じた状態での運転を避けている。(業界)
- ・液化水素ポンプ昇圧式の場合、使用可能な三方弁は存在しない。「例えば」と書かれていても三方弁を付けるよう指導される懸念があるので、三方弁と明示しないで欲しい。(業界)
 - ⇒ 「例えば三方弁により」という表現を削除することとしてはどうか。(有識者等)
 - ⇒ 通知文の表現については検討する。(事務局)

<No. 50 (高圧ガス容器に係る荷重設計を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し) >

- ・製品 (表面保護層のある状態) で表面保護層が持つべき保護機能を確認するため、表面保護層のある状態で試験を行う必要があるのではないか。(有識者等)
 - ⇒ 高圧ガス保安法上、表面保護層が持つべき保護機能というものは要求されていない。また、(資料 3 の No. 50 対応の方向) ①については、表面保護層がない状態で通常行う全ての試験を行うものと考えている。(業界)
- ・設計確認試験の目的は、製品 (表面保護層のある状態) の設計の妥当性を確認するためである。表面保護層のある状態で試験を行わなければ、設計確認試験の目的が達成されないのではないか。(有識者等)
 - ⇒ No. 50 については再度業界から説明し、検討方針についても考え方を整理の上、次回にも取り上げることとしたい。(業界・事務局)

<No. 51a (燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和) >

- ・許容傷深さの問題については、深い傷を見落としても大丈夫なのかという想定欠陥と、

検査して見つかるのかという検出欠陥の二つを考える必要があるのではないか。(有識者等)

- ・国際基準では容器再検査の基準が規定されておらず、各国の基準に委ねられている。日本における再検査の実施にあたっては、設計時に許容傷深さを決めることとなっている。一方で、現行の国内法における容器再検査の基準においては、メーカーが値を決めてそれを保証してきた。業界からの説明では、そのような前提についても説明しないと本件への理解が難しい。(有識者等)
- ・考え方については、特段問題ないが、安全性を確保する手法については、事業者と規制当局でよく検討をしてほしい。(有識者等)

議題(2) 関係

- ・第3回検討会における検討事項について、業界の意向も踏まえた11項目について事務局案として提示した。今回の検討会で再度の説明、議論となったNo.50(高圧ガス容器に係る荷重設計を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し)と合わせ、12項目を検討することとしたい。(事務局)
- ・No.25の議論はNo.26にも関係するので、合わせて議論を行ってはどうか。(関係省庁)
- ・説明の順番については、説明のしやすさ等も踏まえて今後調整させてほしい。(業界)

閉会

次回開催は12月25日の16時からを予定。詳細については、事務局より連絡を行う。

以上
事務局作成

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

電話 : 03-3501-1706

FAX : 03-3501-2357